

航空安全基準アップデートプログラムの概要

燃費性能等に優れた
B787等の新機材

航空輸送の安全に関する
新たな国際的技術基準

新たな輸送サービス形態や
社会的なニーズ

現行の航空安全基準**40項目**を総合的に評価・分析し、
28項目については本年夏頃までの措置を決定するなど、
新たな時代を先取りしたものへと転換

航空輸送サービスの競争力向上

【新型機材に係るメリットの早期実現】 <資料1参照>

わが国航空会社が世界に先駆けて導入するB787型機のメリットを早期に発揮させるため、安全確保を前提に、導入当初から円滑な機材運用を可能とする。

【将来にわたる運航乗務員の確保・育成】 <資料2参照>

いわゆる「団塊の世代」等の大量退職や小型機材に伴う運航頻度の増加等を見据え、わが国航空会社における運航乗務員の確保及び育成を推進するとともに、一定以上の安全管理能力を有する航空会社を活用した更なる安全性向上を図る。

【ビジネスジェットによる事業運営の柔軟化】 <資料3参照>

ビジネスジェット機を用いたチャーター事業を推進するため、安全確保を前提に、事業者における柔軟な路線設定が可能となるよう措置する。

外国航空機の安全性確保と国際標準への適合

【外国航空機の安全性確保】 <資料5参照>

外国航空機による事故、重大インシデント等の発生状況にかんがみ、わが国に乗り入れる外国航空機の安全確保対策を強化する。

安全認証に係る外国当局との連携

【諸外国との相互承認の推進】 <資料4参照>

航空機の耐空性の証明や運航乗務員のライセンスに係る訓練・審査に関し、我が国と同等以上の制度・能力を有する諸外国との間での相互承認(BASAの締結等)を推進し、外国当局との連携を強化することにより安全性の向上を図る。

安全・安心を前提とした事業者等のニーズへの対応

【搜索・救難活動等への対応】 <資料6参照>

災害時に備えてヘリが場外離着陸場を使用して訓練を行う場合等の許可基準を合理化するとともに、救難機関が夜間に搜索救難訓練を行う場合の場外離着陸に係る許可基準を明確化する。

【その他安全基準の合理化等】 <資料7参照>

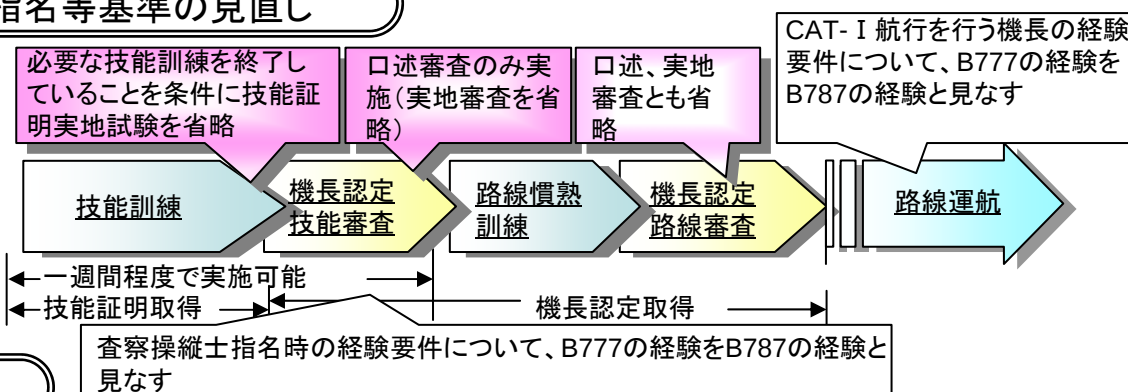
客室業務の委託可能範囲の見直しなど、安全性が確保される範囲内で航空安全基準の合理化等を図る。

新型機材に係るメリットの早期実現

わが国航空会社が世界に先駆けて導入するB787型機等のメリットを早期に発揮させるため、安全確保を前提に、導入当初から円滑な機材運用を可能とする。

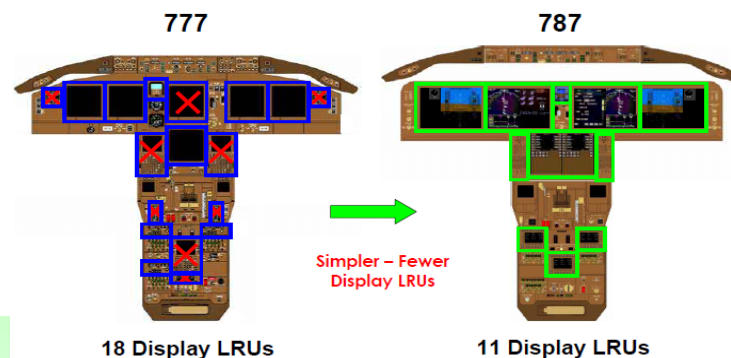
新機種導入に向けた技能証明、機長認定、査察指名等基準の見直し

B787の操縦系統の機器・システムは、B777との高い共通性が強く意識して設計されている。機長がB777からB787に移行する際の技能証明、機長認定等に当たって、安全性が確保できる範囲で試験・審査を省略できることにより、B787導入当初からスムーズな機長確保を可能とする。



長距離進出運航承認のための運航・整備経験期間の短縮

長距離進出運航(ETOPS: 洋上等において、着陸可能な飛行場から一定以上離れて行う運航)の承認に当たって、従来承認を受けようとする型式の航空機の運航・整備経験を踏まえて審査を行ってきたが、技術・設計の類似性の高い航空機を用いたETOPSの運航・整備経験も考慮して審査を行うことにより、承認に必要な運航・整備経験期間を大幅に短縮可能とする。



飛行間点検の取扱いの見直し

○飛行間点検を行うこと無しに耐空性を維持する整備プログラムが製造国・製造者によって構築されている航空機(B787型機についても、飛行間点検を設定しない方向で検討中。)については、飛行間点検を省略可能とする。

○また、飛行間点検を省略する場合の所要の整備体制(機長(出発前確認を実施)と整備部門との連絡体制、不具合発生時のバックアップ体制等)に関する基準を策定する。

資料2

将来にわたる運航乗務員の確保・育成

大量退職や運航頻度の増加等を見据え、運航乗務員の確保及び育成を推進すると共に、一定以上の安全管理能力を有する航空会社を活用した安全性の向上を図るため、指定本邦航空運送事業者制度等に係る基準を見直す。

指定本邦航空運送事業者*制度の充実・強化

航空会社の経験・能力に応じ、査察操縦士が行う審査の範囲を限定した仕組みを構築し、指定本邦航空運送事業者の取得を促進する。

* 指定本邦航空運送事業者

国の指名を受けた査察操縦士が、国の審査官に替わり機長の定期審査等を行える制度。

航空身体検査不適合者の活用

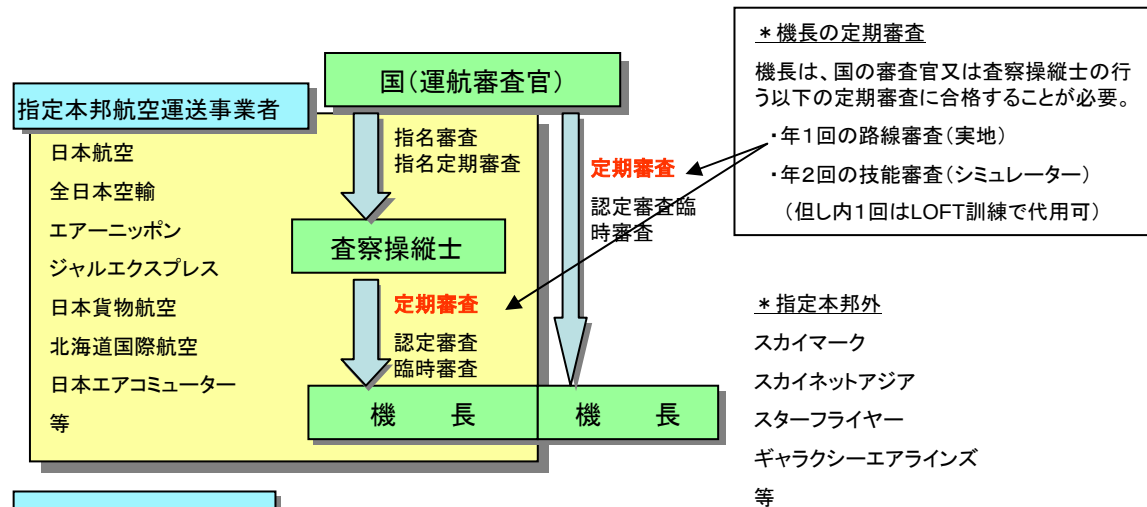
一定の技能・経験等を有する者について、航空身体検査に適合しない場合でも、①シミュレーターによる定期技能審査に係る査察操縦士業務、②LOFT訓練*教官業務等を、それぞれ可能とする仕組みを新設する。

* LOFT訓練

シミュレーターを使用して路線運航における通常状態、異常状態及び緊急状態の模擬を行い、乗員間の連携等の能力の向上を目的とした訓練。

機長の定期審査の実施方法の合理化等

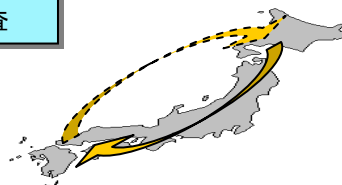
機長の定期路線審査について、片道で行う範囲を拡大することにより効率的な審査を可能にするとともに、査察操縦士が行う審査の範囲を拡大する。



シミュレーター



定期路線審査



これまで、シミュレーターを使用して行う、①定期技能審査を行う査察操縦士及び②LOFT訓練の教官には、実機運航と同様に航空身体検査に合格していることを要件としていた。

機長の定期路線審査にあつては、これまで往復で実施することとしていた。

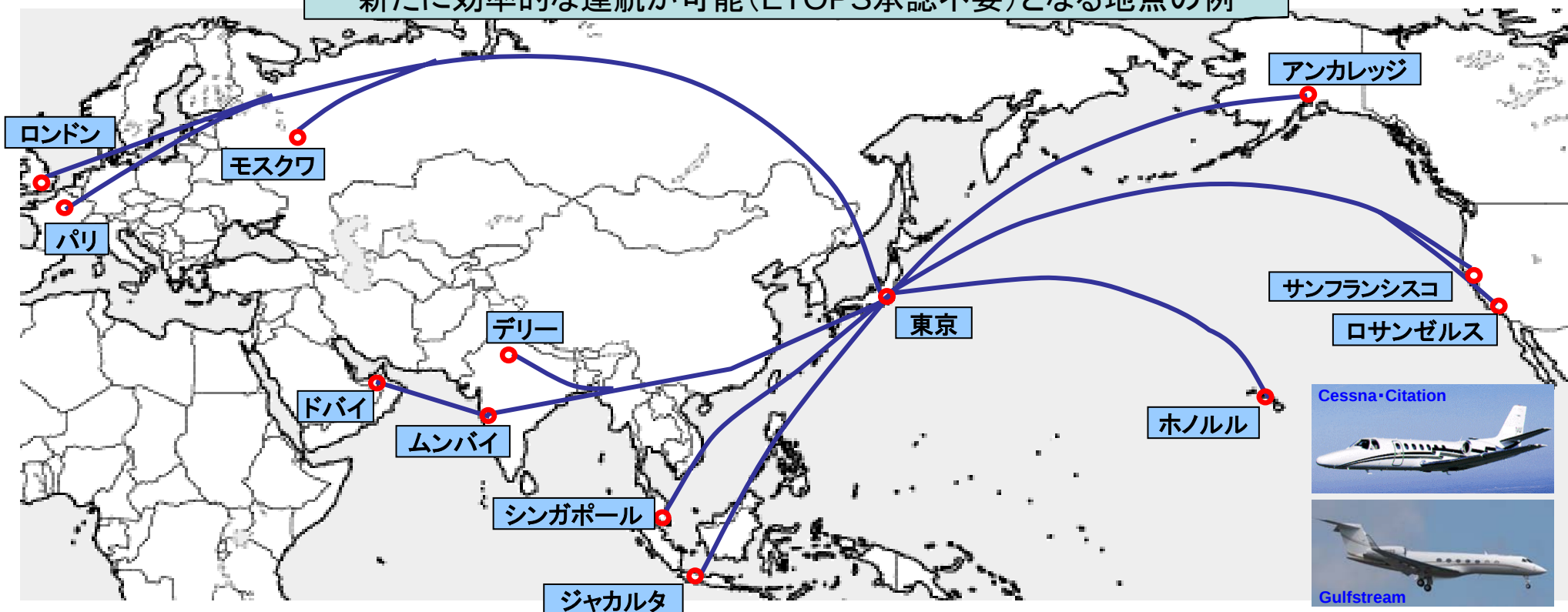
指定本邦航空運送事業者制度の活用等により、民間能力の活用の促進を図ると同時に、事業者の組織認証に係る国の監督を強化し、更なる安全性の向上を図る。

ビジネスジェットによる事業運営の柔軟化

- ビジネスジェットに係るETOPS規制について、航空機の性能向上、国際標準、諸外国の状況等を踏まえ、承認が必要となる長距離進出運航の距離を1発動機不作動時の巡航速度で60分の距離から180分の距離に改める。(平成20年6月頃通達改正)

(注)ETOPS規制とは、着陸に適した空港から1つの発動機が不作動時の巡航速度で一定の時間(現在は航空機の大きさ等にかかわらず60分)かかる地点を超える地点を含む路線を双発機により運航する場合には、航空機の信頼性、整備体制、運航体制等について国土交通省による審査・承認を受けなければならないこととする規制をいう。

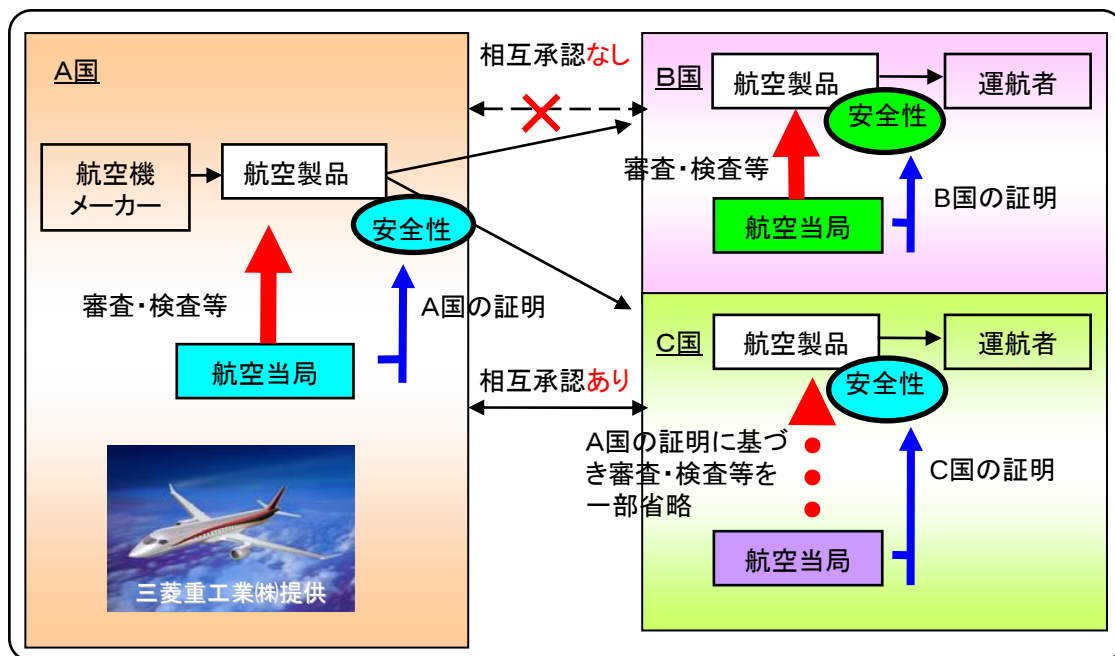
新たに効率的な運航が可能(ETOPS承認不要)となる地点の例



諸外国との相互承認の推進

航空機の耐空性の証明や運航乗務員のライセンスに係る訓練・審査に関し、わが国と同等以上の制度・能力を有する諸外国との間での相互承認を推進し、安全審査に係る業務の効率化を図るとともに、外国当局との連携を強化することにより安全性の向上を図る。

航空機及び装備品の耐空性に関する相互承認による効果の一例



米国とのBASA（航空安全に関する二国間取極） の締結及び相互承認分野拡大の推進

- 航空機及び装備品の耐空性に関する相互承認を推進するため、BASA及びこれに基づく耐空性に関する実施取決めの早期締結を目指す。
- 相互承認分野の拡大を図るため、耐空性に関する実施取決めが締結された後速やかに、整備施設、乗員ライセンス、シミュレータ等の分野における実施取決めの協議を推進する。

米国以外の国との間での相互承認の推進

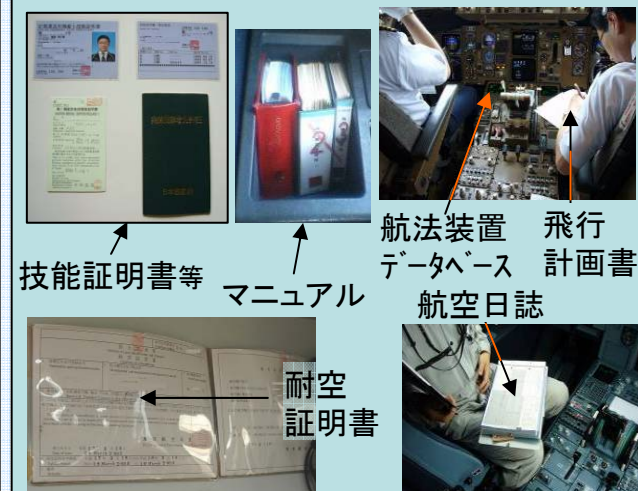
- 米国以外の国との間においても、米国との二国間取極及び実施取決めを参考にしつつ、対象国との状況に合わせた枠組みを整備し相互承認を推進する。

外国航空機等に対する安全監視

- ランプインスペクションの実施及び改善指導



非常誘導灯

航空機の
一般的外観乗客の
乗降
の
手順ランプインスペク
ション情報の収集分析結果の反映
検査頻度の増加
検査項目の重点化等

外国航空当局との連携

- 各種情報に基づく多面的な分析
- 外国航空当局との連携

外国航空機に係る
事故・トラブルの情報米国、EU等による
評価に係る情報

等

国土交通省
(外国航空機安全対策官)

情報交換

協議
要請
通知

報告

最終的には
航空交渉の
場等も活用

外国航空当局

- 新規乗入時等の安全性の確認
(外国当局から十分な監督を受けていることの確認)

搜索・救難活動等への対応

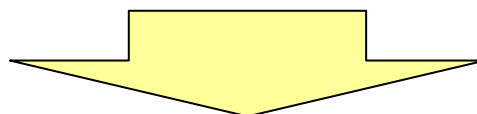
災害ヘリが場外離着陸場を使用して訓練を行う際などの許可基準について、合理化の要請が拡大。

(問題点)・建物屋上を離着陸する訓練、災害時にのみ使用できる場外離着陸場での訓練が困難。

消防・防災航空隊等の訓練機関が夜間に搜索救難訓練を行う場合の離着陸の許可基準が不明確。

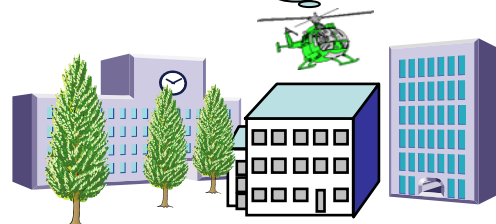
(問題点)・実業務に近い条件で行う訓練のための基準(例:灯火施設の基準)が不明確

・警察・消防以外の機関は、夜間訓練実施のための要領が未整備



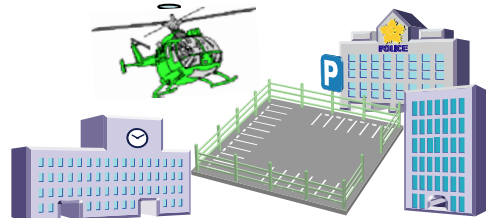
- ・災害時に備え場外離着陸場(建物屋上等)で訓練を行う際の許可基準を合理化。
- ・救難機関が実業務に近い条件で行う搜索救難訓練に則して離着陸に係る許可基準を明確化。

災害時の急患輸送等の訓練が容易に



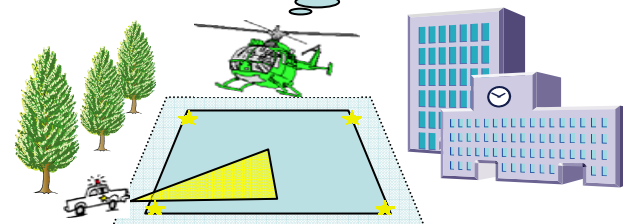
建物屋上の場外離着陸場での訓練の許可基準を合理化

災害ヘリの活躍の場が拡大



災害時にのみ使用する場所での訓練の許可基準を合理化

夜間訓練がより実践的になり、事故防止へ

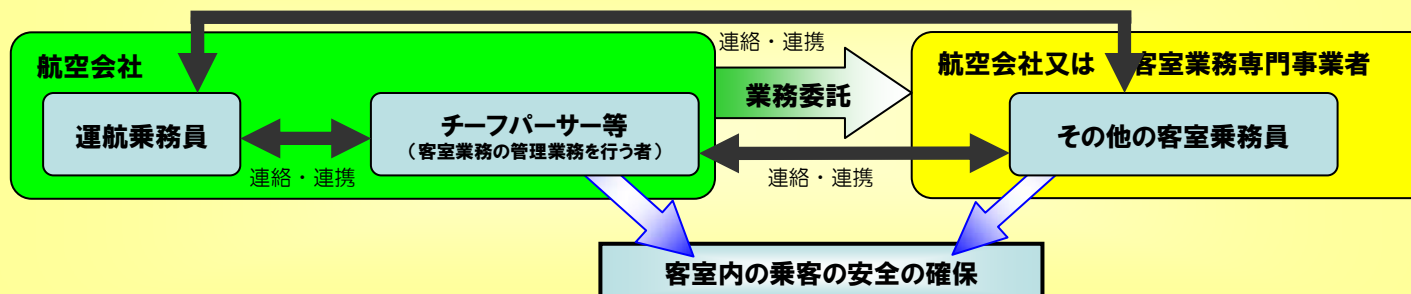


救難機関だけに認められた夜間照明等の条件で訓練が可能

客室業務の委託可能範囲の拡大
～安全性が確保される範囲内で航空安全基準の合理化を図る～

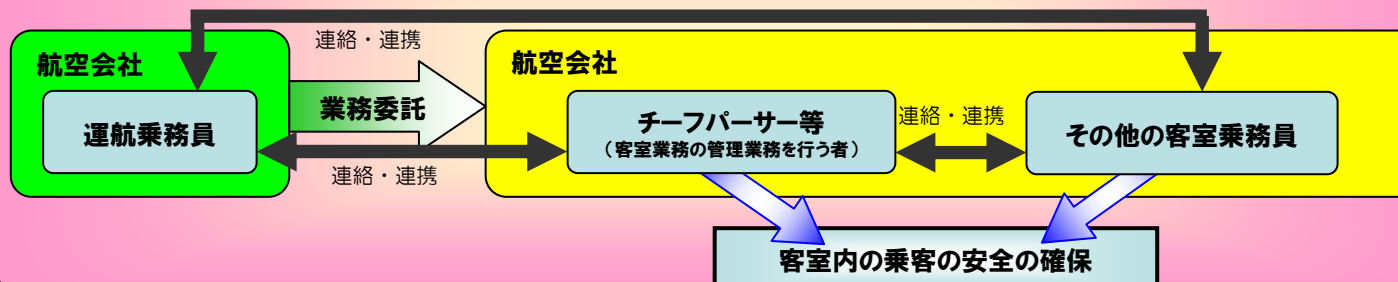
従来可能な委託の形態

客室業務を管理する業務以外の客室業務のみ委託が可能



今般新たに可能となる委託の形態

規制改革会議答申に基づき、他の航空会社の従業員の活用を容易にするため、運航の安全確保を前提として、機長の指揮命令の実効性の担保手段を明確化した上で、客室乗務員の責任者と運航乗務員が同一会社でなければならないとする要件を見直す



受託者を、同一型式の航空機を運航している航空会社であって、日常から同等の方式（業務マニュアル、訓練・審査等）で客室業務を実施しているものに限定するよう要件化することにより、自社で客室業務を実施する場合と同等の安全性を確保する